

●時間外労働・休日労働・深夜労働

時間外労働や休日労働をさせるためには、使用者は労働者代表と労使協定「36（サブローク）協定」を締結して労働基準監督署へ届出することが必要です。

（36協定とは、正式には「時間外・休日労働に関する協定届」といい、労働基準法第36条により義務づけられていることから一般的に36協定という名称で呼ばれています）

時間外労働の上限は、締結した36協定で決められた時間が上限になります。

法律上の上限は、月45時間、年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。（残業時間の上限規制★働き方改革 P.15）

臨時的な特別な事情があっても、年720時間、複数月平均80時間以内（※1）単月100時間未満（※2）でなければなりません。

（※1、2）いずれも時間外労働と休日労働を合計した時間数

時間外労働

1日8時間又は週40時間を超えて働くこと。

休日労働

1週間につき1日、もしくは4週間に4日と決められている法定休日に働くこと。

深夜労働

午後10時から午前5時までの間に働くこと。



時間外労働（残業）や休日労働、深夜労働した場合それぞれに割増賃金が支払われます。【労働基準法第37条】

種 別		割増賃金率
時間外労働	1ヶ月60時間までの場合	25%以上（※3）
	1ヶ月60時間を超える場合	50%以上
深夜労働		25%以上
休日労働		35%以上
時間外労働+深夜労働		50%以上
休日労働+深夜労働		60%以上

（※3）月45時間を超え60時間以下の場合には25%を超える率とするよう努力義務が定められています。